

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	72-7	担当課	薬務衛生課
法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	根拠条項	31	不利益処分の種類	指定検査機関に対する監督命令		
<p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（抄）（平成二年六月二十九日号外法律第七十号） （監督命令） 第三十一条 都道府県知事は、その行わせることとした食鳥検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定検査機関に対し、食鳥検査の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>							